

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A会社（以下「会社」という。）に所属し、B会社を元請とするC所在のD工事に土工として従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、現場での作業を終え、自動車で会社に戻る途中、停車していた自動車に追突し、負傷した。請求人は、E救急センターに救急搬送され、「頸椎捻挫、頭部打撲、胸部打撲傷」等の傷病名で入院加療を受け、以後、複数の医療機関で療養の結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）となった。
- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして、障害補償給付を請求したところ、監督署長は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の障害の状態については頸部痛、腰痛と診断されていることから、残存する障害として検討すべきものは、頸部及び腰部の機能障害及び神経障害である。

(2) 機能障害について

請求人の頸部、腰部の運動制限について医証を精査したが、外傷による器質的損傷の存在を疑わせるものはなく、機能障害は認められない。

(3) 神経障害について

ア F医師は平成〇年〇月〇日付け診断書において頸部痛、腰痛を認め、MRIではL3/4椎間板ヘルニアと診断しているが、その原因については記載していない。

イ G医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において、腰部MRIでL3/4レベルで椎間板膨隆を認めるとしているが、それと腰痛との関連については言及しておらず、頸部、腰部の疼痛については「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」に相当すると述べている。

ウ H病院の診療録において、平成〇年〇月〇日付けの記録で、圧痛は左棘下筋部及び右傍脊柱筋L3レベルでワンプラスであると認められるが、それ以外の部位では全てマイナスとなっている。

さらに、同年〇月〇日付けの記録では「疼痛やや改善している」、同年〇月〇日付けの記録では「右下肢のしびれはあるが、以前よりは改善している」、同年〇月〇日付けの記録では「頸部痛 リハビリしてよくなってきた 腰痛 しびれ残る でも大分ましになった」と神経症状が軽減している状況が認め

られる。

(4) 以上から、当審査会は決定書理由に説示するように、請求人の神経症状（頸部痛・腰部痛）は、その残存を認めるものの、請求人が訴える強い痛みについては、それを裏付ける明らかな客観的証拠が認められず、その程度は「局部に神経症状を残すもの」（第14級の9）を超えるものとは認められないと判断する。

なお、請求人は平成〇年〇月〇日当審査会受付の資料を提出しているため、当審査会で子細に検討したが、上記結論を変更すべき理由を見いだすことができなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。